

## 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

(1) 原子力事業者防災訓練の課題・教訓等を踏まえた「原子力災害対策指針」および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正（令和2年8月21日実施）に伴う修正。

- 緊急時活動レベル（EAL）の明確化（EAL04）
  - ・ 火災、爆発その他これらに類する事象の定義を明確化。
- 「原子炉停止機能の異常」の見直し（EAL11）
  - ・ 原子炉緊急停止失敗時において警戒事態（AL）を経由して全面緊急事態（GE）が発信するよう見直し。
  - ・ 原子炉緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備を考慮。
- 「原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）」の見直し（EAL21）
  - ・ 冷却材漏えいの状況によって、警戒事態（AL）の前に施設敷地緊急事態（SE）が判断される場合があるため、非常用炉心冷却装置の作動要求を考慮した判断に見直し。
- 「電源供給機能の異常」の見直し（EAL25）
  - ・ 電源供給機能の状況によって、警戒事態（AL）が判断されずに、施設敷地緊急事態（SE）が判断される場合があるため、非常用交流高圧母線への電気の供給状態を考慮した判断に見直し。
- 「使用済燃料貯蔵槽に関する異常」の見直し（EAL30、EAL31）
  - ・ 事業者間での判断水位の統一。
- 「原子炉制御室等に関する異常」の見直し（EAL51）
  - ・ 施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）の判断に中央制御室外操作盤を考慮した判断に見直し。

(2) その他の修正

- 発電所敷地内の屋内退避場所と屋外退避場所の追加

(3) 記載の適正化

- 被災者相談窓口の設置時期に係る記載を適正化（令和2年4月3日読み替え表提出済）
- その他、記載の適正化

以 上